夕やけ小やけふれあいの里指定管理者基本協定書

八王子市（以下「甲」という。）と社団法人八王子観光協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、八王子市夕やけ小やけふれあいの里（以下「ふれあいの里」という。）の管理について八王子市夕やけ小やけふれあいの里条例施行規則（平成13年八王子市規則第30号。以下「規則」という。）第13条の規定により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

#### 第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の２第３項及び八王子市夕やけ小やけふれあいの里条例（平成12年八王子市条例第73号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき指定管理者として指定された乙と甲が相互に協力し、ふれあいの里を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

## （公共性の理念の尊重）

#### 第２条　乙は、ふれあいの里の設置目的及び管理運営方針に基づき、公の施設としての公共性及び、公平性を尊重し、ふれあいの里の管理運営を行うものとする。

## （管理責任者）

#### 第３条　乙は、あらかじめふれあいの里の管理責任者を選任し、甲に届け出なければならない。

２　乙は、管理責任者を変更する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

##

## （管理物件）

#### 第４条　管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。)の内容は、別紙「管理物件一覧表」のとおりとする。

##### ２　乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

## （協定期間）

#### 第５条　本協定の期間は、平成24年４月１日から平成29年３月31日までとする。

（指定管理料）

1. 甲は、ふれあいの里の管理業務に係る経費（以下「指定管理料という。」を、

乙に対して支払う。

２　甲が乙に対して支払う支払う協定期間中の初年度及び次年度以降の債務負担行為に係る指定管理料の総額は、４９５，５５５，０００円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額３１，５８１，１３６円）を上限とし、各年度の指定管理料は、別途年度協定で定めるものとする。

## （年度協定）

#### 第７条　本協定に定めるもののほか、各事業年度において必要な事項については、別に年度協定を締結する。

## （年度事業計画書）

#### 第８条　乙は、本業務の実施にあたっては、条例第15条の規定により甲に提出した事業計画書に基づき、次に掲げる事項について年度事業計画書を作成し、事業年度開始前に甲に提出しなければならない。

（１）事業計画

（２）人員配置計画

（３）収支計画

##### ２　乙は、事業計画書及び年度事業計画書を変更しようとするときは甲と協議し、その承認を受けなければならない。

## （法令等の遵守）

#### 第９条　乙は、本業務の実施に当たっては、条例、規則及び関係法令の定めに従うほか、本協定、年度協定、ふれあいの里募集要項（以下「募集要項」という）、ふれあいの里仕様書（以下「仕様書」という）、事業計画書及び年度事業計画書並びに甲が必要に応じて指示する事項を遵守しなければならない。

##### ２　本協定、年度協定、募集要項、仕様書、事業計画書及び年度事業計画書の規定の間に矛盾若しくは齟齬がある場合、本協定、年度協定、募集要項、仕様書、事業計画書、年度事業計画書の順に、その解釈が優先するものとする。

##### ３　前項に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

## （管理業務の範囲）

#### 第10条　ふれあいの里の管理業務（以下「本業務」という。）の範囲は、次のとおりとする。

（１）条例第19条第３号の規定による利用承認等に関すること。

（２）条例第19条第１号の規定による施設運営のために必要な事業に関すること。

（３）前各号に付随する次に掲げる業務

ア．施設の管理運営に関する物品等の購入事務業務

イ．施設の運営に関する行事、自主事業等の企画・実施業務

ウ．施設、付帯設備及び物品（以下「施設等」という。）の保守及び維持管理並びに施設等の修繕に関すること。ただし、甲が加入する建物保険が適用となる修繕及び大規模な修繕を除く。

エ．消防法第８条に定める防火管理者の業務

オ．公共料金等の支払いに関すること

カ．その他施設等の日常管理に関すること

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

２　前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書のとおりとする。

## （甲による備品の貸与）

#### 第11条　甲は、年度協定別紙「管理物品一覧表」に示す備品を無償で乙に貸与する。

#####  乙は、備品の取扱いについて、市の財産であることを念頭に置き、適正に管理する

##### こと。

##### ３　乙は、備品が経年劣化等により修繕等を要する場合は、管理業務に係る経費の範囲内において実施するものとする。ただし、総合的に判断して修繕等が不相応と思われる場合は、甲の承諾を得て、管理業務に係る経費の範囲内において廃棄するものとする。

##### ４　備品が経年劣化等により本業務の用に供することができなくなった場合は、原則として乙の費用で当該備品を購入又は調達するものとする。ただし、甲が当該備品について、乙の負担とすることが適当でないと認めた場合は、この限りではない。

##### ５　乙は、故意又は過失により備品を毀損滅失したときは、甲との協議により必要に応じて甲に対し、これを弁償又は自己の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

## （備品の帰属及び管理等）

第12条　備品の帰属については、以下のとおりとする。

　　（１）甲が乙に無償で貸与した備品は、甲に帰属するものとする。

（２）下記の財源で購入した備品は、甲に帰属するものとする。

ア．条例第6条の規定により乙が定めた利用料金

イ．年度協定に基づき、甲が支払う本業務に係る経費

ウ．本業務に係る経費を保管中に生じた利子収入

（３）乙が甲に対して寄付した備品は、甲に帰属するものとする。

（４）乙の独自の財源で購入した備品は、乙に帰属するものとする。

（５）乙に対して寄付された備品は、乙に帰属するものとする。

２　乙は、前項（２）及び（３）で取得した場合は、直ちに書面により報告し、台帳を整備して適正に管理するものとする。

３　乙は、甲が支払う対価によって乙が購入した備品については、原則として、本業務実施のために供するものとする。

４　乙は、備品について、亡失、重大な損傷その他事故があったときは、甲へ報告しなければならない。

５　乙の財源により購入した備品を、甲と乙の協議に基づき指定期間終了後、施設に置いていく場合は、甲への寄付として扱う。その寄付については表彰の対象としない。

（施設の安全対策）

第13条　乙は、本施設、設備及び物品の保全に関する業務、防災業務の遂行に万全を図らなければならない。

２　乙は、本業務の執行中に利用者の安全の確保に支障となる事項があると認めた場合には、直ちに甲へ報告し、協議を行うとともに、適切な対策を講じなければならない。

##

## （権利・義務の譲渡の禁止）

#### 第14条　乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

## （第三者による実施）

#### 第15条　乙は、本業務を自ら行うものとし、第三者に一括して本業務を委託してはならない。ただし、次に掲げる業務で、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（１）建物及び付帯設備等の清掃業務

（２）園路等清掃業務

（３）施設警備業務

（４）昇降機設備保守点検業務

（５）浄化槽保守点検業務

（６）自家用電気工作物保安管理業務

（７）非常用自家発電機保守点検業務

（８）空調給排水衛生設備保守点検業務（煤煙排出量分析業務含む）

（９）消防用設備、電気設備等の保守点検業務

（10）宿泊業務及び日帰り入浴業務

（11）子供牧場動物飼育業務

（12）交通整理・誘導業務

（13）産業廃棄物等塵芥処理業務

（14）樹木剪定、植栽業務

（15）その他専門性を要し、第三者に委託することが適当な業務

##### ２　乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が実施させる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、乙が負担するものとする。

##### ３　乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、八王子市内の企業、業者を優先して発注することに配慮するものとする。

（業務報告）

第16条　乙は、毎月終了後10日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

（１）毎日の利用者数及びその集計

（２）実施した事業の内容及び参加者数

（３）利用料金収入、企画事業収入及び雑収入の実績

（４）施設点検実施状況

２　甲は、ふれあいの里の管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか当該管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をすることができる。

## （事業報告等）

#### 第17条　乙は、自治法第244条の2第7項の規定による事業報告書を、事業年度終了後60日以内に甲に提出しなければならない。

##### ２　前項の事業報告書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）各行事の活動状況及び参加者数

（２）利用者数及び利用料金収入、企画事業収入、雑収入の実績

（３）本業務に係る経費等の収支状況

（４）情報公開及び個人情報保護対策の状況

（５）前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項

##### ３　乙は、本業務を執行中に事件又は事故が発生したときは、直ちに甲に報告するとともに適切な処置を講じなければならない。

##### ４　乙は、甲が自治法第244条の2第11項の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

##### ５　甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

## （関係書類の保存）

#### 第18条　乙は、本業務に関する文書等をその文書等が完結した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して原則として５年間保存しなければならない。

##### ２　前項の規定にかかわらず、甲から特別に指示ある場合は、乙は、その指示に従って文書等の保管をしなければならない。

## （帳簿類等の提出要求）

#### 第19条　甲は、監査委員等が甲の事務を監査するために必要があると認める場合には、乙に対して帳簿書類その他の記録の提出及び当該監査への関係者の出席を求めることができる。

## （要望及び苦情に対する対応）

#### 第20条　乙は、利用者等からの要望及び苦情に対応する体制を整えなればならない。また、要望及び苦情は速やかに甲に報告しなければならない。

## （調査・指示等）

#### 第21条　甲は、乙の本業務の実施状況について、随時に調査し、必要な報告又は資料等の提出を求め、本業務に関して指示を与えることができるものとする。

##### 乙は、前項の規定による調査、報告及び資料等の提出を拒むことができない。

## （業務の改善指導）

#### 第22条　前条による調査の結果、乙による本業務の実施が本協定等で甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を指導するものとする。

##### ２　乙は、前項に定める改善指導を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

（モニタリング）

#### 第23条　乙は、当該施設に関して甲が実施するモニタリングにおいて、『八王子市指定管理者制度モニタリングガイドライン』に従うこととする。

２　甲は、モニタリングの結果を公表する。

３　甲は、モニタリングの結果に基づき、仕様書又は事業計画書等の見直しについて、乙に協議を申し出ることができるものとする。

## （甲による指定の取消し等）

#### 第24条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（１）乙がこの協定に違反したとき

（２）乙が自治法第244条の2第10項の規定による甲の指示に従わなかったとき

（３）乙が管理業務を継続することが不適当であると甲が認めたとき

（４）乙がこの協定を履行することができないと甲が認めたとき

（５）条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき

（６）乙及び乙の構成団体又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき

##### ２　乙は、前項の規定により指定が取り消されたときは、速やかに施設等を甲に明け渡し、又は返還しなければならない。

##### ３　第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

## （本業務の実施に係る会計処理）

#### 第25条　乙は、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、本業務に係る固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

##### ２　本業務に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

## （本業務に係る財源）

#### 第26条　本業務に係る経費に充当する財源は、次に掲げるとおりとする。

（１）条例第6条の規定により乙が定めた利用料金

（２）年度協定に基づき、甲が支払う本業務に係る経費

（３）甲が承認した販売行為及び自主事業に関する収入

（４）本業務に係る経費を保管中に生じた利子収入

（５）甲が承認した施設使用等に関する実費相当額

## （利用料金）

#### 第27条　乙は、ふれあいの里の利用者が納付する利用料金を乙の収入とする。

##### 利用料金は、乙が、条例第6条に規定する利用料金の上限額の範囲内において定め

##### るものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

（リスク分担）

第28条　本業務に関するリスク分担は、別表「リスク分担表」に定めるとおりとする。

２　前項に定める事項に疑義が生じ、又は前項に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲と乙が協議の上、リスク分担を定めるものとする。

## （損害賠償等）

#### 第29条　乙は、本業務の実施について、自己の責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

##### ２　乙は、自己の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

##### ３　損害賠償額は、甲と乙が協議の上定める。

## （保険）

#### 第30条　本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

（１）建物損害保険

（２）甲が所有する施設の瑕疵に起因する事故等の賠償保険

##### ２　本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

（１）乙が行う業務遂行上の瑕疵に起因する事故等の賠償・補償保険

（２）施設入場者傷害保険

## （業務の引継ぎ等）

#### 第31条　乙は、第5条に定める協定期間が終了したとき、及び第22条の規定により指定を取り消されたときはふれあいの里の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを最大限の努力をもって行うものとする。

##### 管理業務の引継ぎ方法、日時等については、甲と乙が協議の上決定する。

## （施設の原状復帰等）

#### 第32条　乙は、第5条に定める協定期間が終了したとき、及び第22条の規定により指定を取り消されたときは自己の負担において、指定開始日を基準として管理物件を原状に復さなければならない。ただし、甲が管理物件を原状に復させることが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

##### ２　乙は、施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

## （地域との連携及び協働）

#### 第33条　乙は、本業務の実施にあたり、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した事業運営に努めなければならない。

## （環境対策）

#### 第34条　乙は、本業務の実施にあたり、省エネルギー、省資源、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達において、『八王子市環境マネジメントシステム（ＬＡＳ－Ｅ）』及び『環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン』に従って取組むものとする。

##### ２　本協定の履行にあたってディーゼル車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、乙は適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、甲に速やかに提示又は提出すること。

## （緊急時の対応）

#### 第35条　第５条に定める協定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

##### ２　事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

（災害応急活動等）

第36条　乙は、災害時において、甲が「八王子市地域防災計画」に基づき行う災害応急活動等に協力するものは次のとおりである。

　　（１）甲が行う救助・救急活動の実施、協力に関する事項

　　（２）利用者の避難誘導等安全確保に関すること

　　（３）災害時要援護者に対する支援に関すること

　　（４）当該施設に避難した住民等の擁護救援に関すること

　　（５）前各号に掲げるもののほか、甲が協力要請をした事項

## ２　甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が必要と認めた費用は、甲が　　負担するものとする。乙は、協議業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

##

## （個人情報保護）

#### 第37条　乙は、本協定による本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、次のとおり個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律第57号)、八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）及びその他の関係法規等を遵守するものとする。

（１）秘密等の保持

乙は、本協定の履行に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

（２）第三者への委託の禁止又は制限

乙は、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行うものとする。ただし、第13条第1項により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

##### ２　前項の規定に基づき、乙は、個人情報保護の規程の整備に努めなければならない。

##### ３　個人情報の保護については、協定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても遵守するものとする。

##

## （情報公開）

#### 第38条　乙は、本業務を行うにあたって、前条に規定する個人情報に関するものを除き、保有する情報の公開を図らなければならない。

（情報提供）

第39条　協定書、モニタリングの実施結果、指定管理者の選考における事業提案及び評価結果の概要等について、甲は原則として広く情報提供を行う。（個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非公開とするものを除く。）

##### ２　指定管理者選考及び指定管理業務に関して乙から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、甲は条例に定める非公開情報を除き公開する。

## （信義誠実の原則）

#### 第40条　甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

## （疑義等についての協議）

#### 第41条　本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を２通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成24年4月1日

甲

所在地　八王子市元本郷町三丁目24番1号

名　称　八王子市

代表者　八王子市長　　石　森　孝　志 印

乙（指定管理者）

所在地　八王子市旭町12番1号

名　称　社団法人八王子観光協会

代表者　会　　長　　　大　野　　彰 印